【外貨 ex】店頭外国為替証拠金取引説明書 新旧対照表

		下線部分が変更点
変更箇所	新取引説明書	旧取引説明書
店頭外国為替証拠金	(個人のお客さまの場合)	(個人のお客さまの場合)
取引の概要と仕組み	Ⅰ 口座開設および住所変更の場合 ※いずれか1点をご提出	I 口座開設および住所変更の場合 ※いずれか1点をご提出
について	ください。	ください。
	【日本国籍のお客さま】	1. 各種健康保険証(共済組合員証は健康保険証に準じます。)
3. 本人確認書類の	1. 各種健康保険証(共済組合員証は健康保険証に準じます。)	※後期高齢者医療もしくは介護保険の被保険者証はお受け
提出	※後期高齢者医療もしくは介護保険の被保険者証はお受け	いたしかねます。
	いたしかねます。	2. 運転免許証
	2. 運転免許証	3. 日本国が発行する旅券(パスポート)
	3. 日本国が発行する旅券(パスポート)※顔写真記載ページと所持人記入欄のページが必要です。	※顔写真記載ページと所持人記入欄のページが必要です。
	※顔与真記載ペーンと所持人記入欄のペーンが必要です。 ※2006 年 3 月 19 日以前に申請したパスポートの場合は、	※2006 年 3 月 19 日以前に申請したパスポートの場合は、 上記に加え外務大臣印ページも必要です。
	4. 住民基本台帳カード	** 住民選挙 日帳 ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** **
	・	5. 住民票の写し
	5. 住民票の写し	※外国人住民の場合は、滞在期間の記載があるものが必要で
	- 6. 印鑑登録証明書	す。
	<u>○· </u>	6. 住民票記載事項証明書
	【日本国籍以外のお客さま】	7. 印鑑登録証明書
	7. 外国人登録証明書	8. 外国人登録原票記載事項証明書
	8. 在留カード	9. 外国人登録証明書
	9. 特別永住者証明書	※2012年7月9日より在留カード、特別永住者証明書も同
		等の扱いとなります。
	【ご注意】	【ご注意】
	● <u>1~4</u> は有効期限内または現在有効なものの写しをご用意	$ullet$ 1 \sim 4、 9 は有効期限内または現在有効なものの写しをご用意
	ください。	ください。
	裏面に記載がある場合(カード式の国保を除く)は、表裏	裏面に記載がある場合(カード式の国保を除く)は、表裏
	両面を必ずお送りください。 ●5、4)4、7%によるよりはなるよう。(・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	両面を必ずお送りください。
	●5、6は作成・発行から3カ月以内のもの(コピー可)をご	ただし、外国人登録証明書は記載の有無にかかわらず表裏両
	用意ください。 ●7.2は左窓期間内のもの(コピー司)なご用意ください。	面をお送りください。 ●5-9 は作成。※行から 2 カ月以内のもの(コピュヨ)なご
	●7 は在留期間内のもの (コピー可) をご用意ください。 記載の有無にかかわらず、表裏両面を必ずお送りください。	●5~8 は作成・発行から 3 カ月以内のもの(コピー可)をご 用意ください。
	■8、9 は在留期間内または現在有効なもの(コピー可)をご	<u>用息へにさい。</u> ●本籍や国籍が記載されている本人確認書類をご送付いただ
	■6、9は任国朔间ドなたは先任有効なもの(ユヒーガ)をこ 用意ください。	●本稿へ国稿が記載されている本人権心音頻をこめ下でたる く場合、本籍や国籍を黒く塗りつぶしてください。(本籍や
	<u>勿感ヽたさい。</u> 裏面に記載がある場合は表裏両面を必ずお送りください。	国籍が現住所と同じ場合は塗りつぶさず、そのままお送りく
	●本籍や国籍が記載されている本人確認書類をご送付いただ	西福が売出別と同じ物では至り ラねごり、このよよの返りく一ださい。)
	く場合、本籍や国籍を黒く塗りつぶしてください。(本籍や	●住所変更時には、各種健康保険証の住所が手書きの場合、日
		● 上///交叉: 41016(日 上///

国籍が現住所と同じ場合は塗りつぶさず、そのままお送りください。)

- ●住所変更時には、各種健康保険証の住所が手書きの場合、 日本国が発行する旅券の場合は、補完書類として公共料金 領収証書等が必要となります。
- ●その他、当社が定める住所確認書類を提出していただく場合がございます。
- Ⅱ 氏名変更の場合(いずれもコピー可)
- 【日本国籍のお客さま】
- 1. 戸籍謄本(全部事項証明書)
- 2. 戸籍抄本(個人事項証明書)
- 3. 運転免許証
- 4. 住民票の写し

【日本国籍以外のお客さま】

- 5. 外国人登録証明書
- 6. 在留カード
- 7. 特別永住者証明書

【ご注意】

- ●1、2 は旧氏名と新氏名が確認できる作成・発行から 3 カ月 以内のもの (コピー可) をご用意ください。
- ●3 は有効期限内または現在有効なものの写しをご用意くだ さい。
 - <u>旧氏名と新氏名が確認できるよう、</u>表裏両面を必ずお送り ください。
- ●4 は旧氏名と新氏名が確認できる作成・発行から3ヵ月以 内のもの(コピー可)をご用意ください。
- ●5 は在留期間内のもの (コピー可) をご用意ください。 記載の有無にかかわらず、表裏両面を必ずお送りください。
- ●6、7 は在留期間内または現在有効なもの (コピー可) をご 用意ください。

裏面に記載がある場合は表裏両面を必ずお送りください。

本国が発行する旅券の場合は、補完書類として公共料金領収証書等が必要となります。

- ●その他、当社が定める住所確認書類を提出していただく場合がございます。
- Ⅱ 氏名変更の場合(いずれもコピー可)
- 1. 戸籍謄本(全部事項証明書)
- 2. 戸籍抄本(個人事項証明書)
- 3. 運転免許証

【ご注意】

- ●戸籍謄本(全部事項証明書)および戸籍抄本(個人事項証明 書)は作成・発行から3カ月以内のもの(コピー可)をご用 意ください。
- ●運転免許証は有効期限内または現在有効なものの写しをご 用意いただき、裏面に記載がある場合は表裏両面を必ずお送 りください。

店頭外国為替証拠金 取引の概要と仕組み について 19. スワップポイン ト	※スワップポイントの付与につ 果が正の場合は小数点以下切り り上げて反映します。	ついて、 <u>口座残高反映時に計算結</u> 0 捨て、負の場合は小数点以下切	※スワップポイントの付与につ 一位を切り捨てて反映します。	ついて、 <u>口座残高反映時に小数点第</u> -
店頭外国為替証拠金 取引の概要と仕組み について 22. 証拠金等の出金			出金金額が300万円を超える場合、当日24時までに受け付けた 出金については、翌々銀行営業日に出金可能金額を出金いたしま す。なお、出金依頼後、実際の出金時の出金可能金額が当該出金 依頼金額を下回った場合、その出金時点での出金可能金額が出金 されることになります。また、出金時に追証が発生している場合、 その出金依頼は取り消しとなります。	
店頭外国為替証拠金 取引の概要と仕組み について 24. 証拠金等に関す る用語	有効証拠金(額) 注文中証拠金 維持証拠金額	資産合計に評価損益金を加減算し、出金依頼金額を差し、引いたもの。 (資産合計+評価損益金ー 出金依頼金額) 注文才オ金のののではでするでは、対するのでは、対するのでは、対するのでは、対するでは、対するでは、対するでは、がある。 (海に、大きないのでは、大きないのでは、は、大きないのでは、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、	有効証拠金(額) 注文中証拠金 維持証拠金額	資産合計に評価損益金を加減算し、出金依頼金額を差し引いたもの。 (資産合計生価損益金一出金依頼金額) 注文性のの。(資産合計生価損益金一出金依頼金額) 注文文に対する取引証拠金。 ポジションを維持するために強さなる金銀です。 [毎ニューヨーククローズレート (MID) ×1万通貨×4%] (※1) ×取引数量(※2) ※1.[]内は、1,000円単位となります。 となります。となります。となります。となります。となります。となります。となります。となります。となります。となります。となります。 となら「×0.3」となります。 となります。大門、大川の場合は、「万」となります。人民元/円、香港ドル/円、、米ドルの場合は、「カの単位および取引数量は、

	10 万通貨単位となります。 ※複数通貨のポジションを 保有している場合は、 <u>通貨ペ</u> <u>アごと</u> に計算し合算して算 出されます。	10 万通貨単位となります。 ※複数通貨のポジションを 保有している場合は、 <u>各通貨</u> ペアごとに計算し合算して 算出されます。
店頭外国為替証拠金 取引の概要と仕組み について	上記で決定した評価レートによって、取引に必要な1万通貨 あたり(南アフリカランド/円、人民元/円、香港ドル/円、米ド	上記で決定した評価レートによって、取引に必要な1万通貨あ たり(南アフリカランド/円、人民元/円、香港ドル/円、米ドル/
25. 値洗いとレバレ ッジ	ル/香港ドルの場合 10 万通貨あたり)の取引証拠金額を算出しますが、その取引証拠金額は <u>レバレッジコースごと、通貨ペアごと</u> に異なりますので、算出方法については下の表をご参照く	香港ドルの場合 10 万通貨あたり)の取引証拠金額を算出しますが、その取引証拠金額は各レバレッジコースごと、各通貨ペアごとに異なりますので、算出方法については下の表をご参照くださ
	ださい。	٧٠°
店頭外国為替証拠金 取引の概要と仕組み について 30. 追証ルール(個 人口座のみ)	※複数通貨のポジション(建玉)を保有している場合は、 <u>通貨ペアごと</u> に計算し合算して算出されます。	※複数通貨のポジション(建玉)を保有している場合は、 <u>各通貨ペアごと</u> に計算し合算して算出されます。
店頭外国為替証拠金		